

現在検討中の基準	各国の対応
(6) エネルギー係数に関する専門家会議の審議資料 この議題については、第 25 回以降、追いかけても議題見当たらないので、コメントができません。	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ、チリ、ニュージーランドによる電子作業部会で議論された結果をもとに作成された討議文書について議論された(ステップ4)。 ・本議題は、必須栄養素の添加による過剰摂取を回避することを目的としている。原則、目的の範囲、定義等について議論された。原則については、「義務的」あるいは「任意の」栄養強化に対するこうした原則の適用、ならびにこうした原則をいかに構成するかについて、さらに検討することで合意された。 ・今後は、カナダ、メキシコ、ニュージーランドを座長国とする電子作業部会で議論し、改訂された文書をステップ 3 で回付することとされた。 <p>○第 24 回会議(2002 年:H14 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FAO から「Harmonization of Energy Conversion Values」に関する専門家会議が、2002 年 12 月に開かれ、最終報告書が 2003 年 2 月末までにウェブサイトに掲載され、その後直ちに出版されると報告された。 ・次回の会議の検討資料になる予定となった。 <p>○第 25 回会議(2003 年:H15 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー換算係数に関するFAOのワークショップの結論「食品に含まれるエネルギーの分析方法と表現方法」が完成したものの、まだCOD EXメンバールには回付されていないと報告があった。 ・部会事務局に対し、このワークショップの結論をまとめ、かつ将来部会がどういうアクションをとるべきか記述した要約を作成することが要請された。 <p>○第 31 回会議(2009 年:H21 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガーナを座長国とする電子作業部会で作成された討議文書をもとに議論された。 ・“complementary”と“supplementary”の使い分けが不明瞭との指摘を受け、このことについて長い議論が行なわれた。 ・本議題は、部会の新規作業とすることで合意され、ガーナを座長国とする電子作業部会を設置することで合意された。 <p>○第 32 回会議(2010 年:H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガーナを座長国とする電子作業部会で議論された結果をもとに作成された改訂原案について議論が行なわれた。 ・タイトル及び関連用語の扱いについて長い議論がなされ、最終的にタイが提案した“formulated complementary foods”とすることで合意された。 ・部会は、今後、ガーナが座長国、米国が副座長国を努めること及び物理的作業部会を設立することに同意した。今後改訂された原案をステップ 3 で回付し、次回部会の直前に作業部会を開催することで合意された。
(7) 乳児(6-12 ヶ月齢)及び幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAV/GL8-1991)の改訂原案	<p>3. その他の事項及び今後の作業</p>

現在検討中の基準	各国の対応
(1) プロロミン分析と毒性に関する WG の報告 (2) 乳児用調製粉乳中の病原細菌	<p>○第 24 回会議(2002 年:H14 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003 年 3 月に報告書が提出できる見込みであり、グルテンフリー食品に関する規格案は次回会議で、別途議案として検討することに同意した。第 25 回以降は、議題「グルテン不耐性者用特殊用途食品規格」において検討され、第 31 回 CAC 総会でこの議題が採択され終了している。 <p>○第 24 回会議(2002 年:H14 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部会ではCCFH(食品衛生規格部会)に新規課題として提案した。 ・さらに、1979 年から改訂を行っていない乳児および幼児用食品の衛生規定の勧告国際規格の作業を行うように CCFH に求め、また FAO/WHO の専門家会議にもその必要性を評価するように勧告した。

現在検討中の基準	各国の対応
	この議題は、第35回CCFPH会議(2003/5)に付託を確認したが、されていない。その後のCCFHの議事録は確認していないが、CCNFSDUでの議論はされていない。
(3)乳児用調整乳の基準における公定法について	<p>○第29回会議(2007年:H19年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養成分の分析に係る公定法の策定について、米国を中心として本会議の合間を縫い一部の参加国で協議がなされ、第30回会合までにEWGを開催し、栄養成分の分析に必要な分析法のリストを作成するとともに、必要に応じCCMASに検討を依頼することとした。 <p>第30回の議題には上がっていない。</p>
(4)低体重児用の穀物加工食品について	<p>○第29回会議(2007年:H19年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インド代表団より、インドにおける低体重児の実態について報告がなされ、穀物を原料とした栄養補助食品について検討するよう提案がなされ受理された。 ・次回会合での検討のため、インドがより詳細な作業提案書を作成することで合意した。 <p>○第30回会議(2008年:H20年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当提案とガーナ提案の「乳児(6～12ヶ月齢および幼児用調製補助食品に関するガイドライン(改訂))について、1つの作業として行うことも含めて議論された。 ・両提案が、途上国の栄養失調児を対象としているもの、対象食品が異なることから個別の作業とすることとされた。 ・インド、ガーナ主導の電子WGを立ち上げ、緊密に連絡を取りつつも、個別の作業として案を策定し議論することとなった。 <p>○第31回会議(2009年:H21年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インド代表団より提出された討議文書について説明があったが、討議の時間が少なかったことから十分な議論ができなかった。 ・今後、引き続き電子作業部会を開催し、次回の部会で再度議論することで合意された。 <p>○第32回会議(2010年:H22年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、インドを座長国とする電子作業部会を設立し、精製穀物加工食品の規格に低体重児向けの新規PartBを取り入れることについての討議文書の改訂版を作成することについて、前回の部会で同意が得られていることに言及した。 ・WHOは、単純に低体重児を扱うことが世界の小児の栄養不足を解決することにはならないことから、低体重児童に焦点をあてることは適切でないことに言及した。WHO代表は、この作業を進めるにあたり、その概念とアプローチを慎重に見直すことを要請した。 ・部会は、インドを座長国として電子作業部会を開催し、ステップ3で議論するための資料を作成することで合意した。
(5)WHO 食事、運動と健康に関する世界戦略(DPAS)の実行計画案	<p>○第27回会議(2005年:H17年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第28回CAC委員会において、DPAS実行に関連するコーデックス活動は、主として食品表示部会と栄養・特殊用途食品部会の業務になること、その業務のためにEAOと協力し、WHOが新規業務に関する具体的提案を含むより絞り込んだ資料を作成することになっている。 ・WHOは、WHOとFAOが設立する電子フォーラムへの参加を奨励した。このフォーラムはCCNFSDUが検討すべき分野の設定、コメント、討議を行ない、以下の内容を含む(CRD23)とした。 <ol style="list-style-type: none"> 1)DPASの目的達成に障害となるおそれのある現行規格の評価 2)DPASに関連する新規あるいは改訂規格、ガイドライン、勧告の検討に必要なEAOとWHOによる科学的アドバイスの関係に関する提案 3)DPAS達成に寄与する可能性のあるコーデックスの責務として扱う消費者情報 4)栄養に対するリスク分析の適用

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>・WHOは電子メールなどを通じて集めたコメントを基に、2006年7月にCACに対し進捗状況の報告を行う。</p> <p>○第28回会議(2006年:H18年11月)</p> <p>・第29回コーデックス委員会総会において同実行計画案提出の遅れが確認され、同計画案が当部会会議に討議資料として提出されたものである。栄養・特殊用途食品部会に対する検討要請は以下の通り。</p> <p>B.CCNFSDU is requested to consider the following proposals at action: 1 Nutrition Labelling</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.1 Develop Nutrient Reference Values for nutrients that are associated with both increased and decreased risk of noncommunicable diseases. 2 Nutrition Claims 2.1 Develop conditions for nutrient content claims for trans-fatty acids and include restrictions on both saturated and trans-fatty acids in the conditions for both nutrient content claims and comparative claims for saturated fatty acids and trans-fatty acids. 3. Production and Processing Standards regarding the Nutritional Quality and Safety of Foods 3.1 Review the need for guidelines intended for governments on the use of sound nutrition principles in the production, processing and formulation of foods based on the population nutrient intake goals of 2002 Expert Consultation(Diet, Nutrition and Prevention of Chronic Diseases, The Report of Joint WHO/FAO Expert Consultation: WHO Technical Report Series No.916) <p>Nutrition Labeling: NRV 改定の重要性が指摘されており、当部会として CCFL に対して、非感染性疾患発症リスクに関連して栄養素参考量リストにおけるビタミン、ミネラル以外の他の栄養素への拡大などの序言を求めることで合意した。</p> <p>Nutrition Claims: デンマーク、IDF から、栄養強調表示の基準において、飽和脂肪酸に関する基準あるいは飽和脂肪酸およびトランス脂肪酸の制限の基準を検討すべきとの提案があった。米国より、トランス脂肪酸については既に「栄養および健康強調表示の使用に関するガイドライン」において取り上げられている(脚注として)と指摘された。</p> <p>本件については、部会としての合意は得られなかった。</p> <p>○第29回会議(2007年:H19年11月)</p> <p>・議長より第28回会議の結果から、次の2点が報告された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) NRV 改定の重要性が指摘され、食品表示部会に対して、非感染性疾患のリスクに関連して NRV リストの他の栄養素(ビタミン、ミネラル以外の)への拡大等の助言を求める事で合意したこと 2) 栄養強調表示の基準において、トランス脂肪酸の強調表示の基準或いは飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の比較強調表示の制限に関する基準を検討すべきとの提案があったが、部会としての合意は得られなかったこと <p>・食品表示部会議長より、第35回食品表示部会会議(2007)の結果から次の5点が報告された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 栄養表示ガイドラインの目的の修正に対し十分な支持が得られなかったこと 2) 栄養表示の義務化、栄養表示に際して必須な栄養成分を拡大する件、栄養表示の形式についての結論は得られなかったこと 3) トランス脂肪酸の栄養強調表示に関する新規作業の合意には至らなかったこと

現在検討中の基準	各国の対応
	<p>4) 現行の NRV リストの改定に関する第 28 回栄養・特殊用途食品部会からの助言要請について、リストの拡大についての結論には至らなかったこと</p> <p>5) 食品表示部会としては、次回部会会議の直前に作業部会会議を開催し、活動計画案に含まれた全ての項目について検討予定であるということ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件に関し表示部会の取り組みに関する報告を受け、栄養・特殊用途部会としても作業部会の設置を合意した。 ・作業内容: 栄養・特殊用途食品部会の職務としての視点から、作業部会(WG)は、WHO 世界戦略の実現に関わる、以下の問題について、CCNFSDU として取り組むべき作業を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> *栄養摂取基準(NRVs)、健康強調表示 *その他、WHO 世界戦略に関わるあらゆる事項 <p>○ 第 30 回会議(2008 年:H20 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国より、事前の WG の議論が紹介され、疾病リスク低減のための NRV 策定の原則、クライテリアを策定する討議文書を作成し、事前 WG を行ったうえで、第、31 回会議で検討することとした。これは新規作業。 <p>○ 第 31 回会議(2009 年:H21 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国より、事前の WG の議論が紹介され、疾病リスク低減のための NRV (NRVs-NCD) 策定の新規作業提案(添付資料 2) について議論された。 ・今後、米国、タイ、チリを共同座長国とする電子作業部会を立ち上げ、次回ステップ3で議論することとされた。 <p>○ 第 32 回会議(2010 年:H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国より、ビタミン・ミネラルに関する現付属文書が採択された場合には、表示を目的とした非感染性疾患リスク低減のための NRVs を統合することは可能であるかとの質問があり、事務局は添付資料は何れも栄養表示ガイドラインの一部であることを意図しているとした。これにより、本議題は、「一般集団を対象としたビタミンおよびミネラルの栄養参照量(NRVs)を設定するための一般原則案」の直後に議論された(P29 参照)。
(6) Revision of the Standard for Processed Cereals Based Foods (Section 3.2, 3.3 and 3.4)	<p>○ 第 28 回会議(2006 年:H18 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「穀物を主原料とする乳児及び年少幼児向けの加工食品の規格」の改定をタイ及びびインドがそれぞれ提案したが支持が得られず、新規作業として提案しないこととされた。
(7) 乳児用粉乳等へのアシアガムの添加について	<p>○ 第 31 回会議(2009 年:H21 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーダンより、乳児用調製粉乳等へのアシアガムの添加について提案されたが、本提案については 2007 年に食品添加物部会において不適当とされていること、提案されているアシアガムが高用量であることから却下された。
(8) 今後の作業	<p>○ 第 32 回会議(2010 年:H22 年 11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドからフロアーアプミルクの規格(CODEX STAN 156-1987)を改訂する新規作業提案がなされ、次回部会でニュージーランドが作成した討議文書を基に議論することで同意された。

厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）
（総括）報告書

国際食品規格の策定プロセスに関する研究

研究分担者 高谷 幸 （社）日本食品衛生協会 常務理事

研究要旨 国際的な食品規格となるコーデックス規格の合意形成過程について委員会の検討経緯を分析し特に「国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案」（提案国：オーストラリア）について今までの CCFICS における状況から、ガイドラインが輸出入時の条件となることに十分注意を要する。

A. 研究目的

国際的な食品の規格となるコーデックス規格の合意形成過程について委員会で検討経緯分析をすることで、我が国に必要な関連委員会（CCFICS 等）での対応に資する事を目的とした研究である。

B. 研究方法

本部会（CCFICS）に関する過去の合意形成の仕組み及び現在開催されている作業部会並びに部会に出席しその経緯を検討することにより今後我が国の消費者及び政策に不利にならないよう検討する。

C. 研究結果

1. 概要

貿易量の増大により、従来の物理的検査体制のみへの依存には限界が認識される一方、全ての国家の規制を調和することは困難とされた。そこで、円滑な貿易の促進と食品安全の確保を図るためのひとつのツールとして、事前に輸出入国間の規制の同等性を評価・確立することが検討されるよう

になった。

95年に採択されたWTOのSPS協定第4条は同等性に関する規定を定めているが、同等性を確立する上での具体的な手順等についての合意が不在であった。そのため、概念としての必要性が認められたものの、具体的に用いられたケースはほとんどなかった。

01年WTOドーハ閣僚会議で「実施問題」が目玉となったことにより、SPS委員会で「同等性の決定の明確化に関するプログラム」の動きが活発になった。

WTO、SPS委員会におけるこれらの議論を受けて、コーデックス CCFICS での同等性に関する議論が本格化した。

コーデックスの CCFICS の既存のガイドラインとしては、「検査認証制度」の同等性に関する以下の文書が策定されていた。

た：①97年の「食品輸出入検査認証制度の設計、運用、評価と認定に関するガイドライン」では、同等性の決定、合意文書の記載内容などについて一般的な規定をしている。

2. 第18回 CCFICS における議論

第18回食品輸出入検査・認証部会における主な論点は「海外の監査及び検査の実施のための原則及びガイドライン原案」については先に開催された作業部会において作成された原案に多少の修正を行い、ステップを進めることで合意された。

一方、もう一つの主要議題であった「国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン」については先に開催された作業部会の報告に続き、多数の国がその重要性を表明するも種々の観点から慎重な作業を必要とすることが提案され合意された。

また、本件ガイドラインは適切な構成のほか、国内の食品管理システムの目的、国内の食品管理システムの原則、国内の食品管理システムの計画と実行を盛り込むことで合意し次回第19回部会で検討することとした。

D. 考察

1. 本件ガイドラインの焦点は、①食品安全及び公正な貿易の確保を図るためにフードチェーン全体を通じ行われる措置・行動のうち、特に competent authority のガイダンスとする。②「消費者保護の優先」、「フードチェーン全体へのアプローチ」、「透明性」、「食品事業者の責任」、「一貫性と公正性」、「リスク、科学的根拠に基づく意志決定」、「関係者間の協力調整」などの検討及び原則等へ盛り込むべき事項を基本的に合意され部会で検討されることとなった。

2. 本議案がコーデックスで議論されることについては開発途上国にとって重要な案件であることは必要な事と認めるものの、本案件が食品の輸出入の条件とされることの条件とならないよう注視すべきである。

E. 結論

今後とも継続して過去に議論された過程を十分に解析しつつ今後とも積極的に会議に臨む必要がある。

F. 健康危害情報

該当なし

